

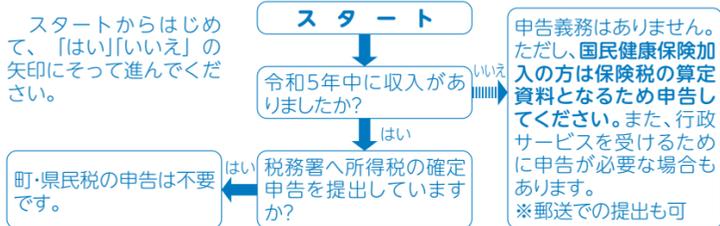
## 町民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

あなたの令和6年度町民税・県民税および国民健康保険税(加入者のみ)を算定するために、令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入等の金額や扶養親族人数などについて申告書に記入し申告期限(3月15日)までに提出してください。  
 ※この申告書は、昨年度も申告された方、昨年中に勤務先を退職された方、国民健康保険の加入者などに送付しています。実際に申告が必要か下記にてご確認ください。

### ●申告期限までに申告がない場合

申告を行わなかった場合、様々な行政サービス(所得証明書の発行・国民健康保険税の軽減措置や国民年金保険料の免除申請・就学援助・保育園の入園・授業料免除・児童手当・児童扶養手当・公営住宅の入居・各種手当での受給等)を受ける際に、不利益をこうむる場合があります。

## わたしは、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？



給与収入がある方	公的年金収入がある方 (遺族年金、障害年金除く)	営業所得、不動産所得などの収入がある方
勤務先から給与支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。 ◎年末調整をしていない方 ◎給与以外に営業、不動産などの収入があった方 ※勤務先から南風原町に給与支払報告書が提出された場合は、源泉徴収票等を添付して申告する必要があります。	日本年金機構などから年金支払報告書が提出されますので申告の必要はありません。ただし以下の方は申告が必要になります。 ◎扶養や社会保険料など控除の追加や変更がある方 ◎年金以外に営業、不動産などの収入があった方 ◎年金以外に給与収入があった方で年末調整していない方	申告の必要があります。帳簿や領収書などを元に申告書を作成してください。 ※帳簿・領収書等は、項目別にしてすべてご持参ください。 (個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、住民税においても記帳と帳簿等の保存が必要です。)

上記フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は南風原町税務課住民税係(89-4413)お問い合わせ下さい。

### 税務署での確定申告が必要な方

1. 土地・建物等を売却した方
  2. 所得税が生じる事業所得や、不動産所得、その他所得がある方
  3. 営業収入のある方で昨年中に1000万円以上の売上がある方
  4. 所得税の還付申告を受ける方
  5. 事業1年目や住宅借入金等特別控除1年目の方
- 詳しくは税務署へお問い合わせください。(確定申告期間2月16日～3月15日) 那覇税務署 ☎(098)867-3101

### 税務署の確定申告会場

申告会場は、「浦添市産業振興センター・結の街」です。

### 簡易な所得税の還付申告について

◎昨年中の所得が給与・公的年金のみの簡易な所得税の還付申告については申告期間中のみ町民税・県民税申告会場でも受付いたします。

### ●還付申告に必要なもの

- ・(給与または公的年金の)源泉徴収票 ・各種所得控除の証明となるもの
- ・通帳またはキャッシュカードなど還付先となる口座番号がわかるもの(本人名義の口座に限りません。)

### ●郵送による申告について

前年中(R5.1.1～R5.12.31)「収入のない方」や「収入・経費に関する証明書類・控除に関する領収書等の必要書類を添付出来る方」は、郵送受付可能です。申告書に必要な事項を記入し、申告に必要なもの(源泉徴収票、各種控除証明書等)を同封し、南風原町税務課まで郵送してください。

※事業収入、不動産収入のある方は申告書「7事業所得」または「8不動産所得」の項目に記入するか、収支内訳書を作成し同封してください(領収書等は同封せず、ご自身で5年間保管してください。後日確認させていただくことがあります)。  
 ※郵送された書類は原則返却しませんので、証明書等は写しを同封してください。  
 ※記入不備、必要書類不足の場合は受付できず、返送することがあります。  
 ※電話番号は必ず記入してください。  
 ※所得税の確定申告書は、税務署へ提出してください。

# 令和6年度申告の手引き

## 申告書(左面)の記入例

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの内容)

### 令和6年度 町民税・県民税兼国民健康保険税 申告書

(令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得)  
 ※期限内の申告をお願いします。

現住所 南風原町字兼城686番地	1月1日現在の住所 南風原町字兼城686番地
フリガナ ハエバル タロウ	生年月日 昭和30. 8. 1
氏名 南風原 太郎	電話番号 000-0000
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	提出 年 月 日
代理申告の委任を受けた者 住所 氏名 続柄 電話	
1 収入がなかった人の記入欄 (該当箇所を☑チェック)	<input type="checkbox"/> 下記の人から扶養または援助を受けていた <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> その他 (該当箇所を☑チェック)
4 所得から差し引かれる金額に関する事項	
⑫ 社会保険の種類 支払った保険料の額 国民健康保険・後期高齢者医療保険 国民年金 介護保険 源泉のとおりの合計 108,600 ⑬ 生命保険料控除 新生命保険料の計 15,000 新個人年金保険料の計 70,000 介護医療保険料の計 ⑭ 地震保険料控除 地震保険料の計 3,000 旧長期損害保険料の計	事 業 等 9,438,000 業 農 業 2 不 動 産 120,000 利 子 配 当 給 与 専従区分 2 2,400,000 業 務 そ の 他 ① 短 期 ② 長 期 事 業 等 ① 1,814,350 業 農 業 ② 3 不 動 産 ③ 100,600 利 子 ④ 配 当 ⑤ 業 務 ⑥ 1,500,000 そ の 他 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 総合課税・一時 合 計 ⑪ 3,700,415 5 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 ⑫ 108,600 小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 生命保険料控除 ⑭ 35,000 地震保険料控除 ⑮ 1,500 勤労学生・障害者控除 ⑯ 0,000 配偶者(特別)控除 ⑰ 0,000 扶養控除 ⑱ 33,000 基礎控除 ⑲ 78,000 医療費控除 ⑳ 43,000 雑損控除 ㉑ 医療費控除 ㉒ 20,000 合 計 ㉓ 1,705,100
⑯ 配偶者氏名 南風原花子 生年月日 明・大・昭・平・令 別居 障害者 配偶者の所得 360,120 ⑰ 勤労学生(要証明書) 南風原二郎 子 生年月日 明・大・昭・平・令 同居 障害者 該当事項 ⑱ 障害者(要証明書) 悦子 子 生年月日 明・大・昭・平・令 同居 障害者 特定 □ 普通 □ 老人 □ 特障 ⑲ 障害者(要証明書) 三郎 子の子 生年月日 明・大・昭・平・令 同居 障害者 特定 □ 普通 □ 老人 □ 特障 ⑳ 障害者(要証明書) 悦子 子 生年月日 明・大・昭・平・令 同居 障害者 特定 □ 普通 □ 老人 □ 特障	⑳ 雑損控除(証明書添付) 損害の金額 132,000 保険金などで補てんされる金額 12,000 差引損失のうち災害関連支出の金額 100,000

裏面もお読みください。

※医療費控除・事業所得のある方は、事前に領収書・帳簿等の整理を行ってください。

## 各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。控除証明書等により確認しますので、必ず持参して下さい。

- 雑損控除……災害や盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた方。(損害金額-保険金などで補填される金額)-(総所得金額×10%)又は(災害関連支出金額-5万円)のいずれか多い方の金額。
  - 医療費控除……医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)  
 ※セルフメディケーション税制を選択する場合  
 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)
  - 社会保険料控除……国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料などを支払った方。支払った保険料が全額控除対象となります。
  - 生命保険料控除……生命保険料・個人年金保険料や介護医療保険料を支払った方
- | 旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)                 | 新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)            |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 15,000円まで……全額                       | 12,000円まで……全額                       |
| 15,000円超～40,000円まで……保険料×1/2+7,500円  | 12,000円超～32,000円まで……保険料×1/2+6,000円  |
| 40,000円超～70,000円まで……保険料×1/4+17,500円 | 32,000円超～56,000円まで……保険料×1/4+14,000円 |
| 70,000円を超える場合……35,000円(限度額)         | 56,000円を超える場合……28,000円(限度額)         |
- ※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。 ※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

○地震保険料控除……地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った方

地震保険料の控除額	(旧)長期損害保険料の控除額
支払保険料×1/2(限度額25,000円)	5,000円まで……全額
	5,000円～15,000円まで……保険料×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合……10,000円(限度額)

(旧)長期損害保険料と地震保険料の支払がある場合は両方の控除の合計額(限度額25,000円)

## 本人の控除について

- 基礎控除……合計所得金額によって、基礎控除が変わります。
- | 合計所得金額             | 基礎控除 |
|--------------------|------|
| 2,400万円以下          | 43万円 |
| 2,400万円超～2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超～2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超           | 0円   |

ひとり親控除……婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)  
 寡婦控除……合計所得が500万円以下の方で、夫と死別後婚姻していない方、又は、夫と死別又は離婚後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する方  
 ※住民票の続柄に「夫(見届)」、「妻(見届)」と記載がある方は対象外

ひとり親	寡婦
30万円	26万円

勤労学生……大学・高校又は一定の専修学校などの学生か生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、その所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の方

勤労学生
26万円

障害者とは……身体障害手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方特別障害(身体1級、2級 療育A1、A2 精神1級)普通障害(左記以外の等級)

普通障害	特別障害	同居特別障害
26万円	30万円	53万円

※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合においても適用されます。

## 扶養控除について

配偶者控除……あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている妻又は夫(内縁関係は含まない)の前年中の合計所得が48万円以下(事業専従者を除く)の場合は配偶者控除を受けられます。配偶者の年齢が70歳以上の場合は、老人控除対象配偶者となります。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
48万円以下	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
老人控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円

配偶者特別控除……合計所得が1,000万円以下の申告者が生計を一にする妻または夫(内縁関係は含まない)を有する場合、その妻または夫の前年中の所得が、48万円を超え133万円以下の方は配偶者特別控除が受けられます。

納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	9万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

控除対象扶養親族……あなたと生計を一にする16歳以上の親族で、合計所得金額が48万円以下の方。19歳～22歳は特定扶養、70歳以上は老人扶養となります。

区 分	控 除 額	区 分	控 除 額
一般の控除対象扶養親族	33万円	老人	同居老親等以外 38万円
特定扶養親族	45万円	同居老親等	45万円

※16歳未満の扶養親族 あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族が対象となります。

